熊谷市告示（乙）第８０号

下記１の告示内容について、下記２のとおり訂正する。

令和７年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

１　対象告示

告示番号：熊谷市告示（乙）第６７号

告 示 日：令和７年３月２４日

２　訂正内容

訂正前

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

訂正後

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

熊谷市告示（乙）第６７号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和７年３月２４日

熊谷市長　小林　哲也

１　要措置区域として指定する区域

別図のとおり

（熊谷市上之３２７６番１の一部）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

別図

起点
起点は熊谷市上之字井戸町3230番2の南西端から
西に5.9m、北に86.4m移動した位置とする。

格子点の回転角度0°

基準不適合範囲の面積
300㎡

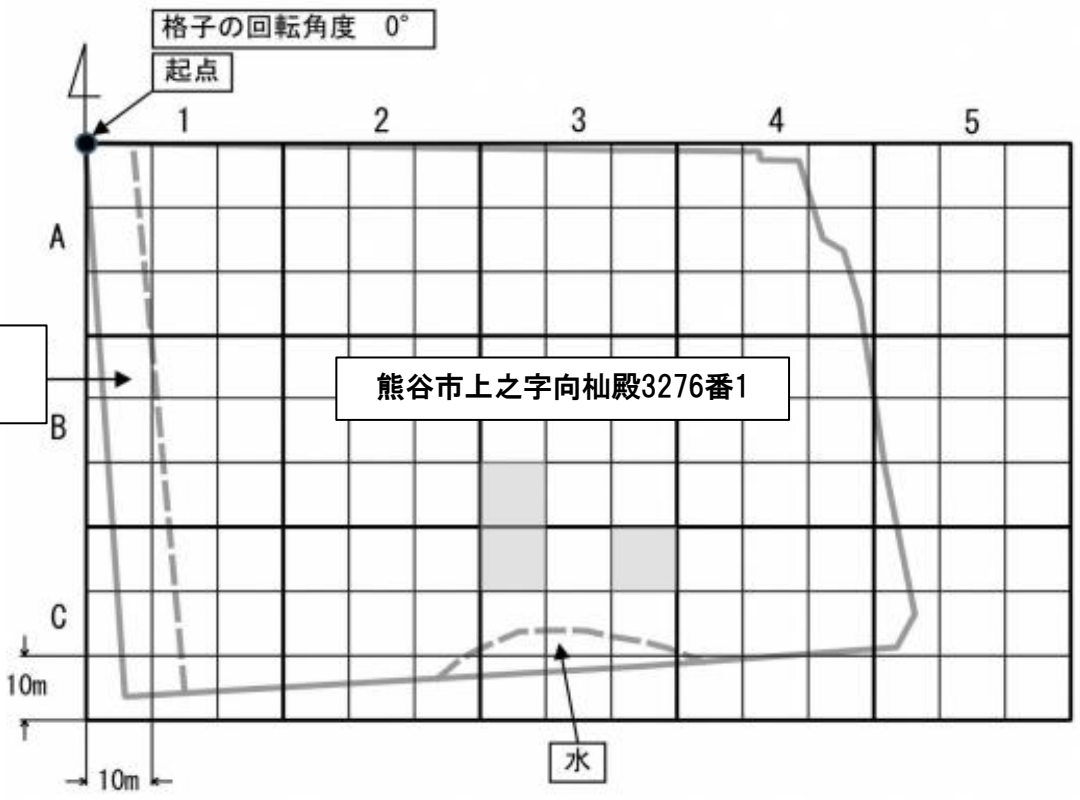


要措置区域：
砒素及びその化合物（土壌溶出量基準）

単位区画（10m×10m＝100㎡）

単位区画（30m×30m＝900㎡）

調査対象地

地番境界